

第1章 総則

第1条（規約）

1. この規約は、株式会社ミニミニLINK（以下「当社」といいます）が提供する「ミニミニ入居安心サービス（以下「本サービス」といいます）を、第2条所定の加入者が利用するにあたって適用されます。
2. 当社は、運営上必要と判断した場合、加入者の了承を得ることなく、この規約・サービス内容を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の規約・サービス内容によります。
3. 当社は、株式会社ミニミニ・株式会社ミニミニ岐阜・株式会社ミニミニ静岡・株式会社ミニミニ三重（以下「ミニミニグループ各社」といいます）に、店頭窓口における加入受付代行及び集金業務を委託します。

第2条（加入条件）

1. 本サービスの加入資格者とは、株式会社ミニミニ各社の仲介による賃貸借契約後、本サービスの加入申込み手続きを完了し、かつ当社が本サービスへの加入を認めた者とします。
2. 加入者は、本サービスの申込み手続きをした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

第3条（加入費）

加入者は本サービスを利用するにあたり、所定の加入費を支払うものとします。なお、支払済の加入費は、脱退、加入資格の取消、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

第4条（加入者及び利用方法）

1. 当社は、加入者へ加入申込書を発行します。
2. 加入申込書のお申込人欄に記載されている者を加入者とします。
3. 本サービスを利用する場合、原則として加入者番号が必要です。
4. 本サービスは、加入者本人または加入申込書に記載された同居家族のみが使用できるものとし、第三者に使用させることはできません。また、加入者の現在の住所が届出済住所と異なる場合には使用することはできません。

第5条（有効期限と更新）

1. 本サービスの有効期限は、加入申込書に記載された契約期間の始期日から2年間とします。更新後も有効期限は2年間とします。
2. 加入者が本サービスを更新しようとする場合、有効期限満了の1ヶ月前までに、2年分の加入費17,600円（税込）を当社指定の方法で支払うものとします。
3. 本サービスは上記更新されたその期間中においても同一の内容の効力が存続するものとし、以後も同様とします。

第6条（変更の届出）

1. 加入者は、氏名、住所、連絡先等、当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で当社へ変更の届出をするものとします。
2. 前項届出が無かったことで加入者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第7条（加入資格の取消）

1. 加入者の都合により本サービスを脱退する時は、当社宛にその旨の届出を行うものとします。
2. 加入者が以下のいずれかに該当した場合は、加入者としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。以下の場合、当社は加入費の払い戻しは一切いたしません。

①加入時に虚偽の申告をした場合

②本規約のいずれかに違反した場合

③不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合

④当社及び当社と業務提携契約を締結した会社（以下「指定協力会社」といいます）に著しい迷惑や損害を与えた場合

⑤脱退を申し出た場合

⑥加入費を期日までに納入しなかった場合

⑦その他、当社及び指定協力会社が加入者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

⑧本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

⑨本サービス利用時において、当社及び指定協力会社に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為、当社及び指定協力会社の業務を妨害または、業務に支障を与えた場合

⑩加入者の対応、態度、行動等から判断し、当社及び指定協力会社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

⑪加入者に本サービスを提供する際に、当社及び指定協力会社の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合

第8条（個人情報）

1. 当社は本件事業の運営において知り得た加入者等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。

①加入者より依頼を受けた各種サービスを提供するため

②加入者に対して各種営業情報及び販促品を提供するため

2. 以下に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても加入者等の個人情報を利用し、第三者に提供する場合があります。

①加入者が同意している場合

②個人情報保護法及びその他法令により必要と判断された場合

3. 当社は、本条第1項の目的のため、加入者等の個人情報を指定協力会社等と共同で利用する場合があります。

第9条（譲渡禁止等）

加入者は、本サービス加入者としての権利を第三者に譲渡したり、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第10条（免責）

1. 当社及び指定協力会社は本サービスの利用により加入者または第三者に生じた損害（他社との間で生じたトラブルに

起因する損害を含みます）及び本サービスを利用できなかったことにより加入者または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

2. 加入申込書に記載された同居家族が、当社及び指定協力会社への連絡なく同居でなくなった場合におけるトラブルについては、当社及び指定協力会社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

3. 当社及び指定協力会社は、下記等その他やむを得ない理由により本サービスの提供をお断りする場合があります。

①不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合

②本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

③本サービス利用時において、当社及び指定協力会社に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為、当社及び指定協力会社の業務を妨害

または、業務に支障を与えた場合。

④加入者の対応、態度、行動等から判断し、適正に本サービスを提供する事が困難であると判断した場合

⑤本サービスを行う際に、当社及び指定協力会社の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると判断した場合

⑥暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、指定協力会社のサービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社及び当社指定協力会社が判断した場合

⑦加入者が暴力団、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員である事が判明した場合

⑧天変地変等の災害で対象物件への到着が困難であると判断した場合

⑨加入者の住所が離島・島嶼及びサービス提供が困難な山間部に変更になった場合

⑩その他、当社及び指定協力会社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第 11 条（業務委託）

サービスの利用における受付、コールセンター業務、集金代行業務は、株式会社ミニミニハウジングへ委託します。

第 12 条（その他）

在宅確認サービスについては 1 回目は無料、2 回目より使用ごとに 3,300 円（税込）が依頼者様の負担となります。

第 2 章 鍵・ガラス・水まわりのトラブルサービス、在宅確認サービス

第 13 条（内容）

1. 当社及び指定協力会社は、加入者に対して、居室内の緊急を有する場合に、鍵・ガラス・水まわりのトラブルサービス、在宅確認サービスを行います。ただし、以下の条件の場合、サービス対象から除外します。

①免許証等の身分証明書上の名義及び住所が賃貸物件の賃借人名義及び住所と一致しない場合

②店舗・会社事務所等、住宅物件とは異なる場合

③居室外のトラブル

④特殊な構造・部品を使用する場合並びに 60 分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合

2. 部品を使用する場合ならびに 60 分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は実費有料となります。

3. 特殊作業内容については当社規定となります。

第 14 条（免責）

1. 鍵・水まわり・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする事があります。

①加入者本人または加入者申込書に記載された同居家族以外の依頼（なお、鍵のトラブルサービスについては、必ず加入者本人からのご依頼が必要です。）

②災害・天災・暴動等に起因する依頼

③鍵のトラブルサービスに関して、加入者本人の立会いがない場合

④鍵のトラブルサービスに関して、加入者本人の運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示がない場合。また、加入者本人の顔写真付公的身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社及び指定協力会社に届出のある住所、氏名と異なっている場合

⑤在宅確認に関して、玄関の開錠を希望する場合

⑥在宅確認に関して、玄関前の対応以外の対応を希望する場合

⑦在宅確認に関して、1 親等内の親族以外からの依頼

⑧在宅確認に関して、法人名義の契約者からの依頼

⑨鍵・水まわり・ガラス・在宅確認のトラブルサービスとは異なるトラブルの サポート依頼

⑩加入者の対応、行動から判断し、本サービス提供会社が水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスを適切に提供することが困難であると判断した場合

⑪加入者の賃貸物件に係る賃貸部分以外に関するサービスの依頼

2. 当社及び指定協力会社は、故意または重大な過失がない限り、鍵・水まわり・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスに関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

3. 入居後一ヶ月以内を目安に入居当初からの故障については、修理費・部品代が 貸主負担となる場合があるので、加入者になるべく unnecessary 費用負担を負わない様にする為、加入者より管理会社または物件所有者に修理を依頼していただく 場合があります。

4. 鍵の開錠につき、ピッキング・サムターン回しでの開錠ができず、また破壊開錠を行えないと判断した場合等（夜間につき騒音配慮や、破壊による損害が大きい場合等）に、作業をお断りする場合があります。鍵の交換を行った場合は、速やかに加入者より管理会社または物件所有者に申し出るものとします。鍵の開錠につき、加入者本人の確認書類の提示がない場合、警察の立会いの元での作業、もしくは開錠作業をお断りする場合があります。

第 3 章 相談サービス

第 15 条 （目的）

相談サービスは、加入者の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介等、加入者に対し、情報の提供を行うことで、加入者のトラブルの解決をサポートするものとします。

第16条 (サービス内容)

1. 加入者から専用フリーコールにて問い合わせがあった事項に関して、以下の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行うものとします。

- (1) トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内
- (2) 行政機関、カウンセラー等の専門窓口の紹介
- (3) その他、トラブル解決のために必要な情報

2. 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスは、加入者へ電話にて情報提供を行うサービスです。当該サービスは、トラブル解決を訪問して直接加入者へ提供するサービスではありませんのでご了承ください。

3. 健康・医療相談サービスは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等のご相談について保健指導の範囲でのアドバイスや、病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。当該サービスは診察・診療行為ではありませんのでご了承ください。

4. 以下の事項に関しては、相談サービスの対象外とします。

- (1) 恋愛・信仰等、精神的な価値観に関係する事項
- (2) 法令や社会通念に反する事項
- (3) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第17条 (利用料金)

1. 加入者は本サービス有効期間内において、第16条所定のサービスを無料で利用することができます。

2. 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスの情報提供後に、紹介先の業者を通じ発生した修理及びメンテナンス等費用については、当該業者と加入者本人との契約となり、加入者本人のご負担となります。

3. 相談サービスによる情報提供後の以下の費用については、加入者本人の負担となります。

- (1) 書類申請等にかかる費用等
- (2) 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
- (3) その他、紛争解決のために発生する費用等

第18条 (免責)

1. 相談サービスにおいて当社及び指定協力会社が利用者に提供した情報は、加入者がトラブルを解決するための手段であり、加入者に強制するものではなく、情報の利用についての責任の一切は、加入者の自己責任のもと加入者本人に帰属するものとします。

2. 当社及び指定協力会社は、相談サービスにおいて利用者に提供した情報に基づき加入者または第三者に発生した損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)及びサービスを利用できなかったことにより加入者または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

(本規約は 2025 年 10 月 1 日改訂)

賃貸借入居見舞金補償制度規約

第1条（制度の概要）

株式会社ミニミニLINK（以下「当社」といいます）は本サービスに加入した方（以下「加入者」といいます）に対して、『賃貸借入居者見舞金補償制度規約』（以下「本規約」といいます）に定められた対象期間中に、加入者本人が申込書に記載されている施錠中の入居住宅専用部分において侵入盗被害またはストーカー被害に遭い、被害に遭ってから6ヶ月以内に加入者本人が転居する場合に、その転居費用の一部を見舞金として給付します。

第2条（用語の定義）

本制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

① 「賃貸借入居者（入居者）」

株式会社ミニミニ・株式会社ミニミニ岐阜・株式会社ミニミニ静岡・株式会社ミニミニ三重（以下「ミニミニグループ各社」といいます）を仲介して賃貸借契約にもとづき居住する入居者で賃貸契約書に記載のある賃貸契約者本人。

② 「補償制度」（以下「本制度」という）

当社が加入者に提供するサービスで、加入者本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、その転居費用の一部を見舞金として給付する制度。

② 「入居住宅専用部分」

ミニミニグループ各社が仲介する賃貸借契約に基づき加入者本人が居住する物件で、人が居住の用に供する部分のうち加入者が内側から完全に施錠でき、実際に居住している部分。ベランダ、専用庭は除く。

④ 「施錠中」

入居住宅専用部分の窓、扉、ドア等の開口部をすべて鍵をかけている状態。

⑤ 「侵入盗被害」

施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。または侵入した第三者が行う窃盗によって生じた盗取、毀損または汚損。

⑥ 「ストーカー被害」

加入者がストーカー行為の規則に関する法律（平成12年法律第81号）第二条第一項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談して警告を求める旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。

⑦ 「見舞金」

ミニミニグループ各社が仲介する賃貸借契約にもとづく「転居費用」の一部費用負担。

⑧ 「対象期間」

入居者との間で賃貸借契約に付随して本制度が約定された日（更新による賃貸借契約日を含みます）から本サービスの有効期限まで。

第3条（顧客名簿の管理と個人情報の取り扱いについて）

加入者の個人データを記録した顧客名簿は、当社及び指定協力会社のデータベースにて適正に管理します。また加入者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿を指定協力会社等の第三者に通知する場合があることをあらかじめご了承ください。

第4条（適用対象外）

次の各号の事由に該当する場合は、本制度の適用対象外とします。

- ①加入者の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起因する被害
 - ②加入者及び加入者の親族、使用人、同居人または止宿人が自らなし、または加担した行為
 - ③戦争その他の変乱
 - ④地震、噴火、風水災、その他の天災
 - ⑤核燃料物質、放射能汚染に起因する事故
 - ⑥上記以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦加入者本人または加入申込書に記載された同居家族以外のものが対象住居内にて在宅中の侵入盗被害
 - ⑧入居先住宅が施錠されていない間の侵入盗被害
 - ⑨被害について警察への届出がない場合
 - ⑩同一入居先住宅において、対象期間中に本制度を1回利用し、2回目以降の侵入等被害またはストーカー被害の場合
 - ⑪侵入等被害が未遂であった場合
 - ⑫客観的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できない場合またはその判断が困難な場合
 - ⑬転居先が実家や知人宅等の場合
 - ⑭ストーカー被害がストーカー行為の規制に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合
- ※但し、ストーカー被害と認められ、相手に警告する事により被害者が更に被害に遭うと警察が判断し、相手に警告できない場合は、その内容を警察に書面で出してもらい当社に提出し、当社が認める場合は支払うものとする
- ⑮被害届の受理日より6ヶ月以内に転居せず見舞金請求を怠った場合
 - ⑯契約始期日前の事故

第5条（見舞金請求の受付）

1. 当社は、見舞金請求の受付後、侵入盗被害対象事故の調査（本制度に関する各種問い合わせを含みます）を行うものとし、加入者は事故発生後、速やかに以下の各項に掲げる事項を当社に報告するものとします。
 2. 当社は、加入者から事故報告を受けた場合、以下の事項をご確認させていただきます。
- ①住所・氏名・電話番号・性別・会員番号
 - ②本制度を約定した日（賃貸借契約日）・被害の発生日時と状況
 - ③警察への盗難届の有無

3. 本制度を利用するときには、加入者は見舞金請求書に以下の書類を当社に提出しなければなりません。

①事件、事故を取り扱った警察署が発行する事件、事故受理番号

②ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を実施した証明書

③相手に警告することにより更に被害に遭うと警察が判断し、相手に警告できない場合は、その内容を記した警察が発行した書面

④当社の定める事故報告書

⑤侵入盗被害を証明する書類

⑥転居先の賃貸借契約書（写）

⑦その他当社が必要と認める書類

第6条（見舞金の支払）

1. 当社及び指定協力会社の調査により、加入者の申告した被害が本制度の対象となる事故であると判断されたときは、転居費用の一部として、最大10万円の見舞金を給付します。

2. 加入者が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に 戻られた場合でも、6ヶ月以内にミニミニグループ各社が仲介する物件に転居される場合は、前項同様に、転居費用の一部として最大10万円の見舞金を給付します。

3. 本制度に基づく見舞金のお支払いは、対象期間内ごとに1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受けることができます。加入者が本規約に定める補償制度を継続したい場合は、改めて本サービスに加入し、加入費を支払う必要があります。

第7条（補償制度の対象範囲）

見舞金の給付は、ミニミニグループ各社の仲介により転居する場合のみに適用されます。

第8条（他の補償制度との関係）

本制度による見舞金の給付は、他の補償制度、保険等からの給付等は無関係に行うものとします。

（本規約は2025年10月1日改訂）